附則第十一条第三項第四号中「附則第十三条」を「附則第十五条」に改め、同条第四項中「、第一項の」を「第一項の」に改め、「、それぞれ」と、「同条第六項中」とあるのは「第五条第六項中」を削り、「するほか」を「、第六十条中「又は理事」とあるのは「、理事又は清算人」とするほか」に改める。

附則第十二条第一項中「（昭和二十六年法律第二百三十八号）」、「（昭和二十八年法律第二百二十七号）」及び「及び附則第十四条第二項」を削る。

附則第十三条及び第十四条を次のように改める。

第十三条及び第十四条　削除

附則第十五条中「特別対象協同組織金融機関等」を「附則第十一条第四項の規定において同条第三項の規定による決定を第二十八条第一項の規定による決定とみなして適用する第三十四条第一項に規定する対象協同組織金融機関等であって協定銀行が現に保有する第二十五条第一項に規定する信託受益権等（附則第十一条第三項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより取得したものに限る。以下同じ。）に係る取得優先出資等に係る発行者又は債務者であるもの（以下「特別対象協同組織金融機関等」という。）」に改める。

附則第十六条第五項中「、第一項」を「第一項」に改め、「、それぞれ」を削り、「同条第六項中」を「（第一項」に、「第五条第六項中」を「（附則第十一条第三項」に改める。

附則第二十五条中「又は清算人（第二号にあっては、」を「若しくは清算人又は」に、「又は理事を含む。）は、次の各号のいずれかに該当する場合には」を「若しくは理事は、附則第十八条第二項又は第十九条第二項の規定による報告を怠り、又は不正の報告をしたときは」に改め、同条各号を削る。

（信託業法の一部改正）

第二十一条　信託業法（平成十六年法律第百五十四号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第一項中「計算期間」の下に「（信託行為においてこれより短い期間の定めがある場合その他の信託の目的に照らして受益者の利益に適合することが明らかな場合として内閣府令で定める場合には、計算期間より短い期間で内閣府令で定める期間）」を加える。

第四十二条第三項及び第五十八条第二項中「受けた者に」を「受けた者（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。以下この項及び次項において同じ。）に」に改める。

第九十一条中第八号を第十号とし、第五号から第七号までを二号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の二号を加える。

五　第二十四条第一項第一号（第七十六条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定に違反して、同項第一号に掲げる行為（第二条第三項各号に掲げる信託の引受けに係るものを除く。）をした者

六　第二十七条第一項の規定による報告書（第二条第三項各号に掲げる信託の引受けに係るものを除く。以下この号において同じ。）を交付せず、又は虚偽の記載をした報告書を交付した者

第九十三条第四号中「第二十四条第一項第一号、第三号又は」を「第二十四条第一項第一号（第七十六条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定に違反して、同項第一号に掲げる行為（第二条第三項各号に掲げる信託の引受けに係るものに限る。）をした者又は第二十四条第一項第三号若しくは」に改め、同条中第三十五号を第三十六号とし、第五号から第三十四号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五　第二十七条第一項の規定による報告書（第二条第三項各号に掲げる信託の引受けに係るものに限る。以下この号において同じ。）を交付せず、又は虚偽の記載をした報告書を交付した者

第九十六条中第八号を削り、第九号を第八号とする。

第九十八条第一項第一号中「第九十二条」を「第九十一条第五号若しくは第六号又は第九十二条」に改め、同項第二号中「第十二号、第二十三号及び第三十二号」を「第十三号、第二十四号及び第三十三号」に改め、同項第四号中「第九十一条」の下に「（第五号及び第六号を除く。）」を加え、「第十二号、第二十三号若しくは第三十二号」を「第十三号、第二十四号若しくは第三十三号」に改める。

（保険業法等の一部を改正する法律の一部改正）

第二十二条　保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号）の一部を次のように改正する。

附則第四条第二項の表第三百十五条第四号の項中「第三百十五条第四号」を「第三百十五条第六号」に改め、同表第三百二十一条第一項第四号の項中「第五号」を「第三号、第四号、第七号及び第八号」に改める。

附則第四条の二の表第三百九条第一項第一号、第二項、第三項、第五項及び第六項の項の次に次のように加える。

第三百十五条第七号	第三百条第一項	第三百条第一項（平成十七年改正法附則第四条の二において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）

附則第四条の二の表第三百十七条の二第七号の項の次に次のように加える。

第三百二十一条第一項第一号	第三百十五条第三号、第四号、第七号若しくは第八号	第三百十五条第七号（平成十七年改正法附則第四条の二において準用する場合を含む。）

附則第十六条第十五項中「第三百十五条第四号」を「第三百十五条第六号」に改める。

第二十三条　保険業法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第四条第二項の表第百三十三条各号列記以外の部分の項中「若しくは監査役」を「、監査役若しくは会計監査人」に改め、同表第三百十五条第六号の項中「第三百十五条第七号」を「第三百十五条第七号」に改め、同表第三百二十一条第一項第四号の項中「、第四号、第七号及び第八号」を「から第五号まで、第八号及び第九号」に改める。

附則第四条の二の表第三百十五条第七号の項中「第三百十五条第七号」を「第三百十五条第八号」に改め、同表第三百二十一条第一項第一号の項中「、第四号、第七号若しくは第八号」を「から第五号まで、第八号若しくは第九号」に、「第三百十五条第七号」を「第三百十五条第八号」に改める。

附則第十六条第十五項中「第三百十五条第六号」を「第三百十五条第七号」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中金融商品取引法第百九十七条の二の次に一条を加える改正規定、同法第百九十八条第二号の次に二号を加える改正規定並びに同法第百九十八条の三、第百九十八条の六第二号、第二百五条第十四号並びに第二百七条第一項第二号及び第二項の改正規定、第三条の規定、第四条中農業協同組合法第十一条の四第四項の次に一項を加える改正規定、第五条のうち水産業協同組合法第十一条の十一中第五項を第六項とし、第四項の次に一項を加える改正規定、第八条の規定（投資信託及び投資法人に関する法律第二百五十二条の改正規定を除く。）、第十四条のうち銀行法第十三条中第五項を第六項とし、第四項の次に一項を加える改正規定及び同法第五十二条の二十二第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に一項を加える改正規定、第十五条の規定、第十九条のうち農林中央金庫法第五十八条中第五項を第六項とし、